

※  
弁護士業務委員会主催  
2005・10・21(金)

# 組織内弁護士の座談会

第2回  
全3回連載予定

※2006.8.30「弁護士業務センター」に改称

## コメンテーターの紹介



鈴木 均 ●Hitoshi Suzuki  
金融庁総務企画局総務課人事調査官



小島 唯史 ●Tadashi Kojima  
金融庁総務企画局総務課



小出 啓次 ●Keiji Koide  
金融庁総務企画局企画課



増田 健一 (40期) ●Kenichi Masuda  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
アドミニストレーション・パートナー



伊藤 憲二 (49期) ●Kenji Ito  
H15.6～H17.6  
公正取引委員会事務局官房総務課審決訟務室にて勤務



池田 和世 (51期) ●Kazuyo Ikeda  
H17.5～  
金融庁総務企画局市場課にて勤務(現職)



太田 大三 (51期) ●Taizo Ota  
H15.7～H16.6  
経済産業省特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室にて勤務



### モデレーター

幸村 俊哉 (46期) ●Toshiya Yukimura  
(H17年度弁護士業務委員会副委員長)  
H11.1～H12末  
金融再生委員会事務局金融危機管理課にて勤務



### 司会

谷垣 岳人 (44期) ●Taketo Tanigaki  
(H17年度弁護士業務委員会委員)  
H12.6～H14.6  
金融庁検査局にて勤務

## 行政庁の求める人物像

【幸村】 いま年齢の話があったのですが、鈴木さん、弁護士に何歳くらいまでに来てほしいとか、求めている人物像などがありましたら教えてくださいませんか。

【鈴木】 年齢というよりは、金融庁で働いていただく場合

には課長補佐クラスが前提なのです。課長補佐クラスですと、例えば公務員試験を受けたI種の方々でも、だいたい30代後半くらいまでが補佐なのです。その後になるといわゆる課長とか企画官とか、管理職になってしまいます。各省によって事情は異なると思いますが、当庁の場合、課長相当職のポストを用意するの

は困難であり、そのようなポストに就いていただくことは不可能なのです。

そういう意味で、課長補佐クラス、20代後半から30代半ば、後半くらいまでの方というのは前提になっております。

【幸村】 課長補佐というのは、我々、公務員をやった人間だとわかるのですが、具体的に

はどういう位置づけの人と聞けばよろしいのでしょうか。

**【鈴木】** 一言で言うのは難しいのですが、課長がいて、その下に課長補佐がいるわけです。その下に係長がいて、あるいは若い係員がいる。ですからそういう意味では課長の次の、下のポストくらいという感じです。

**【幸村】** 実働の中核という感じですかね。

### 家族・事務所との関係 と 言い出すタイミング

**【幸村】** 先ほど40代という話があって、その年代だとやりたくてもできないという話がありました。皆さん、事務所との関係、お客さんとの関係、もしくは、家族との関係は何か問題はありませんでしたか。

**【伊藤】** 私の場合はまず留学に行く段階で、これまでやってきた仕事の割り振りの問題に直面しました。やはり4~5年弁護士をやっていると、それなりに懇意なお客さんも出来るようになり、「じゃあ、これで私は数年間いなくなりますので」というのは、なかなか言いにくい状況があったのは事実です。ですからその点は、弁護士が違う職に就くときに問題となることだと思います。これはやはり年齢が上に行けば行くほど、そういう結びつきはたくさんできてくると思いますので、そういう意味では年齢が上になればなるほど難しくなってくる

という事実はあるように思います。

私自身、心理的にはやはり2年間留学して、さらにまた2年間弁護士と違うことをやって、ちゃんと復帰できるのかという不安があったのは事実です。それこそ4年間全く違うことをやることになるので、当時の私からすると4年間弁護士をやったその後4年間違うことをやるということ、当時、法改正も頻繁でしたので、こんなことをやっていてちゃんと復帰できるのだろうかという不安になったのは事実です。その点はかなり悩んだところはあります。

ただ、せっかくこういう機会なので思い切ってやってみようという思いで飛び込んだというのが正直なところで

その後、私は、結局はもとの事務所には戻らず、現在の事務所に移ることになりました。

**【太田】** 私の場合は今、同じ事務所に戻っています。問題は、一つがやはり自分が担当しているお客さんとの間の訴訟も含めた仕事をどういうふうに引き継ぐのかという話と、もう一つは事務所との関係という問題でした。

まず私が採用されて「来てください」と言われたのが、採用予定のだいたい半年くらい前だったと思います。一般的にはおそらく6か月前というのは当時としては長いほうで、もっと短い期間で決まる省庁もあったようです。その

頃からまずお客さんとの関係では自分だけ仕事をしている案件は、なるべく他の弁護士をこっそりと巻き込むような形で何とかスムーズに移管するように工夫をしながらやっていました。

一方事務所にいつ言うかという問題は、そろそろまずいなどということ、4か月くらい前に事務所に言いました。「特許庁で特許とかそういうものを勉強したいんですけど」「ああ、それはいいことだよ。じゃあ来年から行くのかい。来年から応募するのかい」「いや、もう決まっています」「何？」という形になってしまいましたが。ただ結局、3~4か月ではやはり仕事の引き継ぎがうまく行かなくて、省庁側に事情を相談して1か月くらい着任を先延ばししてもらいました。

いま伊藤さんもおっしゃったのですが、顧客との関係の引き継ぎにはやはり半年近くくらいは必要なのかなという感じています。期間については、私の場合も先ほど金融庁さんのお話にもありましたように、基本的には2年くらいいてくださいというお話がありましたが、私はわりと腰抜けなところがあって、2年行ったら絶対にダメになっちゃうと思っていたので、1年にしてくださいと。その代わり1年間一生懸命やりますからということで了承をもらいました。

もっとも、私が行っていた工業所有権制度改正審議室

は、私の前任者も留学から帰ってきて1年間勤務してきて、その後、私も1年だったので、その後もだいたい1年の勤務期間ということになってしまいました。

家族には全部決まっから、もう「行きます」と言って相談したら「ああ、そうなの」と言われてそれでおしまいになってしまい、楽でした。

**【幸村】** いいですね、数か月もあれば。僕の場合は確か3週間くらいでした（笑）。

池田さんはどうですか。

**【池田】** 私は今「採用から勤務までに6か月間もいただけるなんてうらやましい」と思って聞いておりました。私の所属していた事務所は人数が5名の事務所でした。一人抜けると大きな穴をあけることになり、事務所の業務から離れることについてはかなり迷いました。私の事務所ではしばらく新しい弁護士を採用していませんでしたが、私が金融庁での勤務を開始した年には新しい弁護士を採用することになったので、この機会に、事務所の業務から離れることとさせていただこうと考えました。

勤務開始日については、大変戸惑いました。私は金融庁のホームページを見て応募したのですが、ホームページで応募締め切りと勤務開始時期の関係を見ると1か月半くらいしかなく、このような短い期間では自分が担当している業務を引き継ぐ等して金融庁で勤務を開始するのは無理な

のではないかと思いました。採用していただけたら、何とか交渉をすれば夏前くらいまで勤務開始を待っていたのではないかとも思いましたが、それでも苦しいと思っておりました。

私は、確か2月の終わりころに応募したのですが、3月の初めころに面接をしていただき、その際にはいろいろ考えた結果、5月末くらいに勤務を開始したいとの希望を申し上げました。ただ、結局希望より早い勤務開始となってしまう、5月の連休明けからということで勤務をスタートしました。3月の初めに採用が内定してからですと勤務開始まで約2か月であり、私にとってはかなり負担でした。

事務所との関係では、おそらく1人業務から離れると事務所はかなり大変であろうと思いましたが、金融庁に応募する前に、事務所にその旨を伝えました。他のメンバーは正直なところ、かなり困惑しておりました。それでも、いろいろ説得しまして、応募させていただきました。事務所のメンバーはすごく理解がある方々で、何も文句等は言わずやりたいことをやればよいということで快く送りだしてくれました。

顧客との関係では、業務を離れることを惜しんでくださった方も多く、中には突然業務を離れることにご迷惑をおかけすることとなるにもかかわらず、やりたいことをやれること等を喜んでくださった

方もいらっしゃいました。顧客にはいい方が多かったのですが、それだけに後ろ髪引かれる思いがしたり、本当に顧客に申し訳ないという思いで業務を離れました。もちろん、顧客から依頼を受けている事件等の引き継ぎ自体は大変でしたが、人的なつながりに後ろ髪引かれる部分も大きかったと思います。

事務所との関係は、先ほど述べたことからわかりただけだと思いますが、良好ではありましたが、今扱っている業務を活かせるのかといったことを考えると、戻るかどうかは決めかねております。

いろいろ大変ではありましたが、それでもやはり思い切って応募してよかったとは思っております。

なお、あまり人のことを言うのもどうかとは思いますが、私の友人はもっと大変だったようでした。3月に内定をいただいて4月の初めから勤務を開始されており、事務所の残りのメンバーがかなり大変だったようです。このようなお話をきいて、まだ私は恵まれていたなと思うことにしています。

**【幸村】** 池田さんのいた事務所は非常にいい事務所だったんですね。その辺りについて、送り出す事務所の側はどのようにお考えでしょうか。

**【増田】** 先ほどもプロフェッショナルだと申しましたが、そうすると現在やっている仕事、それからその依頼者の方に対しての責任というものが

あるわけですからね。だからそれなりの導入というか、トランジションのピリオド、時間がないとやはり困るなど。

ただ逆に何か月あればいいということではないのですが、本人が自分の仕事を他人に引き継ぐためにどれだけ必要かということは、やはり考えるべきだろうと思いますし、その範囲内で合理的な期間をとってあらかじめ言ってもらえれば、私どもの事務所だったら対応はできるし、またもともと留学に行く人も行かない人もそれはあると思いますが、けっこう留学で人が出て行くということはパートナーサイドは認識していますので、そういった意味で時間さえあればそれなりの対応は可能かなと思います。

**【幸村】** 今はどれくらいの間隔を置いて採用の募集をかけているのでしょうか。

**【鈴木】** できるかぎり準備期間を取っていただくようにはしているんですが、ただ仕事の流れと言いますか、実際に就いてもらう仕事との関係が一番大きいですね。例えば、この時期ですと、もう来年の通常国会に出すための法案の改正作業が始まっているわけです。そういう意味では明日にでも来て手伝ってほしいという感じになっているような状況ではないかと思います。

そうは言っても、基本的には先ほど弁護士さんがおっしゃったように、今自分がやっている仕事があると思いますので、そこを引き継ぐ期間く

らいは何となく大丈夫かと思っています。平均的にいうと、だいたい1か月くらいで来ていただける方はそんなにいないと思います。逆に言えば2か月前後かかる方がだいたい多いのかなという気がします。

## 給与等待遇

**【幸村】** これまでは、任官するまでのお話を伺いましたが、次は行政任官したら、結局どういうことになるのだろう、例えば給与等の待遇とか、その辺りについて、テーマを移したいと思います。

私の場合には国家公務員上級職と同じでしたが、今の任期付公務員だとどんな感じなのでしょう。

**【小島】** 人事と給与を金融庁で担当しています、小島と申します。ご質問の件ですが、正直申し上げましてなかなか言いづらいところが多々ございます。弁護士の先生方には「特定任期付職員」という形で我々は採用させていただいているのですが、給与の面で言いますと、号俸が1号俸から7号俸までございます。当然ながら我々のような一般職よりは給与は高いベースになっているのですが、一般に、1~3号俸が課長補佐クラスとされています。

実際問題、各省がどういう運用をしているかと言いますと、はっきり申し上げてわかりません。これは各省に運用が任されています。特に弁

護士の方の採用に関して、いくらの号俸をつけているかというのは、高い省庁もあれば低い省庁もある。それは採用するポストとの兼ね合いで一定の基準を設けて格付けしておられると理解しております。

ちなみに金融庁の場合を申し上げますと、いま二十数名の弁護士の方がおられます。特定任期の場合はいろいろな要因を加味して格付けをするのですが、前年年収を保持すると言いますか、担保することは弁護士さんの世界ではほとんど不可能です。はっきり申し上げまして、何千万円という収入を得られている方がおられますので、申し訳ないのですがそこは加味できません。それをやりますと人件費予算がパンクしてしまいます。

一つの尺度として何を持っているかと言うと、司法修習を終わられて、弁護士登録されたからの弁護士業務に従事していた年数。これをベースに決めさせていただいております。だいたい今運用している一番メインの号俸としては、3号俸が多いのではないかと考えております。ちなみに3号俸ですと年収がベースで引きますと900万円強です。(平成18年4月1日から850万円強となっている)

そんな感じですが、特定任期の給与というのは、年俸制のような仕組みになっています。要するに、採用時に1度格付けをされますと、在職期

間中はその号俸を上げることが基本的にはできないという形になっていますので、例えば2年おられても900万円は900万円で変わらないという形になります。

もう一つあるとすると、実は金融庁でお勤めいただいた先生方もおられて十分承知されていると思いますが、金融庁は法案を何本も出していることもありまして、非常に人使いが荒いところがあり、深夜まで平気で勤務をさせるようなところがございます。そうしますと、普通であれば我々の世界で言うところの超過勤務手当というのが支払われるのですが、この給与体系には超過勤務手当がありません。ですからいくら平日の夜2時、3時まで一生懸命法律を書いていただいたりチェックしていただいても、制度的にお支払いできません。

制度に関して要望は言わせていただいているのですが、なかなか制度所管の人事院さんにとっては、これが精一杯ですという感じです。おおむねそんな感じです。

**【幸村】** いま金融庁さんのお話があったのですが、どうでしょう。伊藤先生と太田先生。その辺は差し支えない範囲で結構なんですけれど教えて頂けませんでしょうか。

**【伊藤】** 公正取引委員会の場合も確か3号俸あたりがたぶん基準になっていたと思います。おそらく経験なり知識を加味してという話はあったと思うのですが、かといって、

ではどういうふうに加味するのかという問題があるわけで、号俸に関してはおそらく、当時入局していた弁護士はすべて同じように扱われていたのではないのでしょうか。

私自身のことを言うと、弁護士時代に比べ、確かに収入が下がる面があるのはあるんですが、独身だったこともあって、あまり収入がどうこうというのは、私自身そんなに気にはしませんでした。公正取引委員会にいるときも、よく役所の方から、十分な給与を支払えないからなかなか弁護士が採用できないみたいな話をお聞きしたこともあったんですが、私個人の感覚から言うと、そんなに給与どうこうで来たり来なかったりということは、それほどないんじゃないかなとも思います。どういう仕事をするかとか、あるいはどういう知識が得られるかとか、どういう場面を見たいとか、むしろそういうところのほうが重要なことのように思います。私自身も給与自体は何号俸かというのは言われたかと思いますが、そんなに厳密に、役所に入るまで見なかったですね。入ってから実際に給与明細を見て、こんなものかという感じでした。

ただし、これは独身だったからということもあると思います。ご家族がいて、例えば住宅ローンがあるということであれば、そうは言っていないと思います。

あとはお金の問題から言う

と、おそらく一般的な公務員との比較で言えば、この号俸自体も十分高いわけです。しかも弁護士のときとくらべて逆に出ていくものは少ないのです。弁護士をしていると、お客さんとお付き合いがあり、一緒に飲みに行ったりという形でお金が出ていく場面が多いんですが、公務員をしているとそういう場面は少なく、部内で飲んだり役所内で飲んだりということはあるにしても、そんなに大きなお金が出ていくことはありません。

これらを勘案すると、私は全体として見るとそんなに生活レベルは変わらなかったというのが正直なところだと思います。これはそれまでどういう生活をされているかということも関係するでしょうし、年齢的なものも関係するかもしれませんが、私自身の感想ではそんなに不自由はなかったように思います。

**【太田】** 私がいた特許庁は、たぶん他の省庁さんと比べて、多少高めだったかなという個人的な感触は持っています。それはたぶん予算で特許庁は特許特別会計という特別会計になっているからではないかと勝手に想像しているんですが。

ただ高めと言っても弁護士時代からすると、やはりかなり下がってしまうのは間違いありません。もっとも、いま伊藤さんがおっしゃったように、生活レベルからするとほとんど変わらないという感触

を持っていました。それはたぶん二つありまして、一つは食事代がかからない。私たち弁護士は普通、学校時代は別として社食みたいなものはないわけです。ところが昼ごはんは200円とかそういう値段で食べられると。夜ごはんも下がっているところであれば150円とか、そういうところで残業していても食べられるということで、忙しくなるとほとんどお金を使いません。1万円札が1週間くずれないような時期もありました。それが当たり前だと官庁の方からはお叱りを受けるのかもしれないませんが、生活レベルはそれほど圧迫を受けることは私もありませんでした。

あとは飲みに行ったらお金は出ちゃうんですが、お付き合いで高額紙幣が消えていくとか、気がついたらなくなっているとか、そういうことがないです。そういう点も含めて、生活としてはそれほど心配しなくてもよかったかなという気がしています。

住宅ローンがなかったせいもありますが、生活としてそれほど大変だったということは正直、ありませんでした。

【幸村】 いまお二方がおっしゃったように、公務員をやっている間はそんなに飲みに行かなくて、あとは夜が遅くてもタクシー券が出ることもあるので、固定費があるときついだけけれど、変動費だけで済ませている人だったら、もうほとんど十分やっているとことですかね。

増田先生、事務所のほうから何か援助とか、もちろん在職中は何もできないのですが、何かそういうことはあるのでしょうか。

【増田】 そうですね。私どもの事務所の場合、ケースバイケースで判断しています。在職中に払うということはもちろんしません、行く前、ないし帰ってきてから若干お支払いするというケースもあります。

## 官舎について

【増田】 ちょっと今の話と違うんですが、お聞きしていて素朴な疑問がわいてきたんですが、公務員の方というのは多くの方が公務員住宅という官舎にお住まいだと思うんですが、任期付公務員になった場合には官舎に入ろうと思えば入れるんですか。

【鈴木】 入れます。

【小島】 金融庁の事情を申し上げますと、官舎をお世話している弁護士先生の方は何名かおられますが、事情は非常に悪いです。「古い」「汚い」「遠い」。これがセットで来るようなものでして。採用のときに官舎をご希望される際には、ご提示はさせていただきます。ただ、例えば東京23区内で何平米程度のものをお願いしますと言われても、ほとんど手に入らないような状態です。ご家族がいなければですが、ワンルームタイプの単身赴任型というのがありま

すので、そういうところのほうはまだお世話しやすいのではないかと考えています。金額が安い分だけ、施設の条件が非常に悪いというところでは。

【幸村】 池田さんは地方から東京にいらしているんですよね。今はどうされていますか。

【池田】 私は自分で借りております。東京の事務所からこられている人はご自分で借りている方が多いように思います。

私の場合は官舎を提示していただきました。新しくて比較的通勤も便利な恵まれた官舎を紹介していただいたのですが、採用当日にしか入れないということ等もありまして、結局自分で借りることといたしました。私は5月9日からの勤務でしてゴールデンウィークに引っ越しをすることを予定していたのですが、この予定では、夏ぐらいまでは本格的に引っ越しや片付けができないのではないかと考えました。これは「めぐり合わせ」のようなもので官舎には縁が無いから諦めようと思ひまして、自分で借りております。

【幸村】 そうですか。家の話だと、遠いとか近いとかって、勤務時間との関係で気になるところですが、朝何時から行って夜何時くらいまでいるのが多いのでしょうか。

## 勤務時間について

【鈴木】 基本的な勤務時間は午前9時半から午後5時45分です。（関係法令等の改正により、平成18年7月1日から9時30分から18時15分となっている）

【幸村】 その「基本的な」というところがたぶんポイントなんだと思うんですけど。通常の、一般的な感じはどういう感じなんでしょうか。

【鈴木】 そうですね。それは年がら年中ということではないと思いますけれど、忙しい時期には朝の3時、4時とかですね。そういうふうになる場合もあります。特に法案作成なんかを担当なさっている方々は、期限が迫ってくるときがあるんですね。来週の何曜日の閣議にかけなければなりませんと言われると、法制局との調整もあるし、あるいは幹部から「いや、これはこうじゃないから直したほうがいい」と言われる場合もあるでしょうし。そうしますと、どちらかという徹夜状態になる時期もあると思います。そういう時期を除いても、電車で帰れる日というのはあまりないですよ。

【伊藤】 勤務時間の関係で公正取引委員会の場合は、おそらくそこまでは激しくないんじゃないかなという気がします。だからたぶん役所によってかなり違うんじゃないかな

という感じを持っています。私の場合ですと、例えば終電まで仕事をしたことはないですね。むしろ8時とかで帰ることも多かったです。

もちろん同じ役所内でも部署によっては非常に忙しいところがあって、12時とか1時まで仕事というのはありましたけれど、そんなに極端に遅くまでということは、私の場合は少なくともなかったと言えらると思います。

もう一つは、これは弁護士の仕事とちょっと違う点だと思いますが、やはりみんなで作っているという感じがあるんですね。何かプロジェクトを多くの人間でやっていると言うか、かなりそれに近いものがあって、それこそ言い方はおかしいですけど、一つの文化祭のプロジェクトをみんなで作っていくときに、それは最後詰めになればみんな徹夜してちょっと頑張ろうというような話になると。そういうイメージで、例えば一人で仕事を延々と3時までやらされるとかですね、そういうイメージではなかったように思います。

【幸村】 そうですよ。確かに一人で黙々とやっているというよりは、課の中で「これ、ちょっとやっておいて」「わかりました」という感じで、みんなでチームで動いている感じがするので、そんなに遅くまでいてつらいということはないですね。

【太田】 私が特許庁で勤務してよかったのは、法案策定ときは別にして、基本的に土日は人がいないので出なくていいというのが、非常に楽だったと思います。それから家で仕事をしなくていい。秘密保持問題もあって、家に仕事をなかなか持ち帰らない。弁護士も5年目くらいになると、まあ、やり方によるのだと思いますが、やはり土日は事務所に出ていたり、家に持ち帰ってやったりということがあったのですが、そういう点で省庁は遅くまでやっても、特に問題はなかったですね。

一人で仕事をしていると、もう自分のペースでやるので本当に忙しくなると根をつめて何十時間とかそういうことがあるんですが、先ほど伊藤さんもおっしゃったように、国会の際の待機なんかは6時間くらい待っていたりとか、そういう中身の薄い時間もありました。ただ、やはり勤務時間はかなり長いことは確かですし、国会の時期になると何日か泊まるみたいなこともありました。

ただ、私自身の個人的なことを言いますと、私は歩いていける距離に家がありましたので、こっそり朝シャワーを浴びたりとか、いろいろそういう工夫をしていました。

（次号につづく）■